

# かがやけ憲法、原発再稼働反対！みどりのエネルギー条例成功決起集会 基調報告

「かがやけ憲法キャラバン」で全労連・しまね労連がめざしている課題

それは、憲法を全面的にいかした政治と社会の実現のたたかいです！

1. 日本を「戦争する国」にする9条・96条の明文改憲や集団的自衛権行使をめざす解釈改憲に反対し、憲法をいかした社会と平和外交の実現。
2. 解雇の自由化、過労死促進、ブラック企業合法化をめざす安倍「雇用改革」に反対し、賃上げ公契約運動の推進、時短・均等待遇など人間らしく働けるルールの確立と、安定した雇用の創出。
3. 高齢者・弱者切り捨ての社会保障総改悪反対。  
国の責任による社会保障や教育の拡充、健康で文化的な生活保障の実現。
4. 消費税増税ではなく、大企業・富裕層に応分の税負担を。  
TPP参加と道州制反対、地域経済の活性化と持続可能な地域づくり
5. 東日本大震災からの早期復興、被災者のくらしの再建と新たな支援制度の実現。  
原発再稼働阻止、福島原発事故の早期収束と被害の全面補償。
6. 島根原発について、中国電力は2号機の再稼働、3号機の新規稼働を年内にも安全審査請求を原子力委員会に行おうとしている。  
島根原発1号機は、すみやかに廃炉とするよう中電に求めること。  
2号機の再稼働、3号機の申請については、立地自治体として承認しないこと。

## 7. 喫緊の課題として「特定秘密保護法案」阻止のたたかい

安倍内閣は、10月25日、特定秘密保護法案を閣議決定し、国会に提出しました。

私たちは、基本的人権である知る権利の侵害と抑制をするこの法案を、認めることはできません。「知る権利」という言葉は憲法条文にありませんが21条1項で保障される人権のひとつと解されています。かつて、国民が必要な情報は、国家やマスメディアが独占し、国民を戦争に駆り立てました。その反省をもとに、情報を保持する国家やマスメディアに対して、情報の開示を求める権利を日本国憲法は国民に保障しました。即ち、「知る権利」とは、個人が自由に情報を受け取り、国家に対して情報の開示・訂正・抹消を請求する権利を保障するものです。この情報開示を求める権利は、表現の自由の保障に欠くことができません。したがって憲法上では、表現の自由：21条で「知る権利」が、保障されるということになっています。

ところが、安倍内閣が提出した「特定秘密保護法案」の内容は、軍事、外交とテロ対策などの治安分野にかかわる政府の情報を広範囲に隠し、国民監視の目から遠ざけようとするものです。現時点での審議状況から解することは「何が秘密なのか？それは秘密である！」と言わざるを得ない内容です。

またその目的を達するために、違反行為について高額な罰金と10年の懲役という重い刑罰を準備することで、国民の行政情報へのアクセスを、自粛させることもセットにしようとしています。

法案は、国民の基本的人権や主権者としての行動を制限するものであり、しまね労連は、定期大会で反対を表明し、署名運動に取り組んでいますが、法案決定の過程、内容ともに民主主義の根幹を脅かすものであり、改めて抗議し、撤回を強く求めるものです。

政府の暴走を監視する主権者の権利を抑圧し、国民の目と耳を塞ぐ「特定秘密保護法案」に、みんなで反対しましょう。

安倍内閣は短期間の国会審議で法案を成立させようとしており、成立阻止のたたかいが緊急に求められています。しまね労連は、法案成立阻止の一点での国民運動に結集し、総力を挙げてたたかうことを、当面の重要な課題として訴えます。

## 8. 原発事故と平和的生存権について

しまね労連は、「かがやけ憲法キャラバン2013」の島根県におけるテーマとして、原発再稼働反対、再生可能自然エネルギー社会実現に向けた「みどりのエネルギー条例制定」署名運動を、憲法とのかかわりで提起しました。

### 原発事故と平和的生存権について

そもそも原発があること事態、基本的人権を侵害しています。福島原発事故と再稼働の動きは、憲法違反を以下のように山積みさせることとなります。

**憲法13条**個人の尊重と幸福追求ができなくなった。

**憲法17条**国家の賠償ができていない。

**憲法22条**住居の移転、職業選択の自由を奪われた。

**憲法25条**生存権が脅かされ、健康で文化的な生活が奪われた。

**憲法26条**子どもたちの教育を受ける権利が奪われた。

**憲法27条**勤労の権利が奪われた。

**憲法29条**財産権が奪われた。

**憲法31条**生命及び自由が奪われた。

**憲法92条**地方自治も奪われた。

**そして、憲法前文2項平和的生存権が保障されず、基本的人権が守れない憲法違反の状態が続いており、そのような事態の下での再稼働は、憲法違反であることを私たちは指摘します。**

従って、島根原発再稼働をやめ、再生可能なエネルギー社会に舵を切るとは、憲法を守らなければならない行政に与えられた使命です。

とりわけ憲法前文2項は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とした権利を「平和的生存権」と呼んで、規定しています。圧政の恐怖と経済的な欠乏から解放された平和な社会で生きることを、日本だけでなく、世界中の人びとの権利として保障するという内容になっています。

憲法の保障する基本的人権は、平和の基盤があってはじめて可能であり、全ての基本的人権を享有する土台となる平和な環境を確保するのが「平和的生存権」です。それは人間の安全保障の先取りともいえる規定です。憲法9条は具体的制度として、国に戦争放棄や戦力不保持を命じていますが、前文2項は戦争や軍備だけでなく、もっと大きな視野で環境問題も含め「平和的生存権」を保障するものとなっています。

原発事故及び原発の再稼働は、このような日本国憲法の規定、精神から断固認められません。私たちは、島根県エネルギー自立地域推進基本条例(略称)「みどりのエネルギー条例」を実現させるために、総力をあげましょう。

2013年11月5日 かがやけ憲法、原発再稼働反対！みどりのエネルギー条例成功決起集会